

大阪府 暴力団排除条例 改正

令和3年11月22日 施行



暴力団事務所 開設等の規制強化

◆ 改正の内容

- その1 暴力団事務所の開設及び運営禁止区域の追加
- その2 立入検査等・中止命令の新設
- その3 罰則の新設

大阪府 暴力団排除条例 の改正内容

(暴力団事務所の開設及び運営禁止区域の追加等)

《改正の目的》

条例では、暴力団が府民生活や青少年の健全育成に不当な影響を与える存在であることから、府、市町村、府民等が協力して社会全体で暴力団を排除し、暴力団事務所の存在を許さないことを基本理念の一つとしています。

平成27年8月に始まった暴力団の対立抗争の激化により、暴力団対策法に基づいて、対立する団体を特定抗争指定暴力団等に指定し、暴力団事務所の使用や開設等を禁止して警戒を強化しているところです。

しかし、暴力団事務所は、対立抗争においては標的となることが多くあり、府民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、現行の条例で規制する学校、図書館、その他保護対象施設から周囲200メートル以内の区域での暴力団事務所の開設又は運営の禁止に加え、都市計画法に規定する住居系用途地域等も禁止区域に追加し、暴力団事務所の進出を防止するものです。

その1 禁止区域の追加(都市計画法に規定する用途地域)

現在の禁止区域

学校、図書館、その他保護対象施設から周囲200メートル以内のエリア。



追加

住居系用途地域

住宅、学校、幼稚園、公園等青少年の日常生活に密着した施設が多く所在するエリア。



商業系用途地域

駅、ショッピングセンター、コンビニ、カラオケ等青少年が通学、飲食、遊興に使う施設が多く所在するエリア。



工業系用途地域

軽工業の工場をはじめ様々な工場、サービス施設等が所在するエリア。
(※工業専用地域は除く。)



その2 立入検査等・中止命令規定の新設

《立入検査等》

追加された禁止区域内で暴力団事務所を開設又は運営している疑いがある場合は、警察職員が暴力団員その他の関係者に対し、文書等による説明や資料の提出を求めることができる。

また、その建物内に立入り、設備、書類、その他の物件を検査等することができる。

《中止命令》

追加された禁止区域内で暴力団事務所を開設又は運営した場合は、その暴力団事務所を開設又は運営する者に対して、公安委員会が中止を命ずることができる。

その3 罰則の新設

《中止命令違反》

中止命令を受けた者が、対象となる暴力団事務所の閉鎖あるいは撤去に向けた行動等をとらなかった場合は、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**を科す。

《虚偽説明、立入検査拒否等》

立入検査等において、警察職員に対し虚偽の説明や立入検査を拒否等した場合は、**20万円以下の罰金**を科す。

《両罰規定》

暴力団事務所の開設又は運営をした者、中止命令に違反した者、虚偽の説明や立入検査を拒否等した者と一定の関係にある法人又は人に対しても罰則を科す。